



島根県報

平成24年11月30日（金）

号外 第 160 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	2
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数	2
衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第37号**

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成24年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成24年12月 4 日

島根県選挙管理委員会告示第38号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成24年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県第一区 区画の数 6

島根県第二区 区画の数 6

島根県選挙管理委員会告示第39号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成24年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

被登録資格の決定の基準となる日 平成24年12月 3 日

ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日 平成24年12月16日

登録を行う日 平成24年12月 3 日

縦覧期間 平成24年12月 4 日

島根県選挙管理委員会告示第40号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定める。

平成24年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

縦覧期間 平成24年12月 4 日